

一般廃棄物(家庭ゴミ等)

ゴミの焼却は、少しの量でも灰の飛散や悪臭が発生し付近住民に影響を与えます。『少しだから』、『面倒だから』、『庭木の枝や落葉だけだから』と簡単にゴミを燃やしている者が見受けられます。

各家庭から出たゴミは、絶対に屋外等で焼却せず、市の収集区分に従って、家庭ゴミ集積所に出してください。



CITY OF MATSUDO

松戸市

よくある質問

FAQ



Q. 松戸市では自宅でのごみ焼却は禁止されていますか。

A. 自宅での家庭ごみの焼却については、法律に適した焼却炉での焼却以外、原則的に法律で禁止されています。焼却行為を伴った公害苦情相談につきましても、場所が特定できれば原因者に対して指導を行いますので環境保全課へご連絡ください。

- ・所属名：環境部環境保全課
- ・電話番号：047-366-7337
- ・カテゴリ分類：【ごみ・リサイクル】 ごみ・し尿 【環境】 環境被害 防火・消防【市民相談】 環境 焼却灰・剪定枝
- ・ライフシーン：その他
- ・FAQ No：MAT01326
- ・更新日：2024/04/04

～～以上 松戸市ホームページより一部抜粋～～

ゴミ集積所について

- ①可燃物、不燃物の出す曜日を守ってください。
- ②自分のエリアの集積所に出してください。
他のエリアの集積所に出している方が見受けられます。
- ③集積所の維持・管理は、使用している方々にお願いしています。